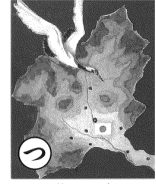




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年11月15日(水) 号外(第2号)

目次

選挙管理委員会告示

○当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決

ページ

2

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第159号

令和5年4月23日執行の富岡市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

令和5年11月15日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

裁 決 書

富岡市桑原189番地

審査申立人 金田一豊

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から令和5年7月4日に提起された公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第206条第2項の規定に基づく同年4月23日執行の富岡市議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立て(以下「本件申立て」という。)について、群馬県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり裁決する。

主 文

本件申立てを棄却する。

事案の概要

本件選挙は、富岡市議会議員の一般選挙であり、令和5年4月16日にその選挙期日が告示され、同月23日に執行されたものである。本件選挙において選挙すべき人数は18人であったところ、24人が立候補し、投票が実施された。同日に選挙会の事務と併せて開票が行われ、当選人が決定した。このとき、有効投票総数21,730票、法第95条第1項ただし書に規定する得票数301,805票、中村喜雄の得票総数1,434票と計算され、中村喜雄が当選人の一人と決定された。選挙会后、富岡市選挙管理委員会(以下「市委委員会」という。)は同日中に当選人の住所及び氏名を告示した。

同年5月8日に申立人が市委委員会に対し、本件選挙における当選人の一人である中村喜雄(以下「本件当選人」という。)の当選の効力に関して異議を申し出たところ、市委委員会は同年6月19日に、当該異議の申出を棄却する決定(以下「原決定」という。)を行った。

申立人は、原決定を不服とし、原決定を取り消し、本件選挙における本件当選人の当選を無効とする裁決を求め、本件申立てを行った。

審理関係人の主張の要旨

当委員会は、本件申立てを適法なものと認めたのでこれを受理し、本件当選人に本件申立てへの参加を求め、市委委員会からは本件申立てに対する弁明書、申立人からは市委委員会の弁明に対する反論書の提出を受けた上、口頭意見陳述の機会を設けた。加えて、市委委員会に対しては質問を行い、その主張内容を確認した。なお、本件当選人からは意見書の提出はなく、口頭意見陳述への出頭もなかった。

1 申立人の主張の要旨

申立人は、原決定の取消しと、本件選挙における本件当選人の当選の無効を主張する。申立書、反論書、口頭意見陳述による主張を要約すれば、申立人の主張する理由は、①本件当選人には富岡市内での居住実態がなく、被選挙権の要件のうち住所要件に欠ける点及び②原決定の手續に不適法がある点の2点である。①の点につき、原決定において市委委員会が本件当選人に住所要件を認めた判断に係る誤謬、ないしは本件当選人に住所要件がない理由について、次の(1)から(11)のとおり指摘する。②の点につき、原決定が不適法である理由を次の(12)及び(13)のとおり指摘する。

- (1) 本件当選人は、富岡市下黒岩に転入した(この転入したとする住所を以下「新住所」という。)とする令和4年10月26日以降も月に1～2日程度、当該転入前の住所である甘楽郡甘楽町白倉(以下「旧住所」という。)に戻っているものであり、この旧住所に戻った時点で、居住が引き続いていない。
- (2) ①本件当選人が新住所としている場所の建物・土地が、本件当選人の姉の所有になっていること、②本件当選人の旧住所の場所の建物・土地が、本件当選人とその妻の所有になっていること、③後援会事務所の看板を本件当選人が新住所とする敷地内に掲示していなかったこと、の3点について、住所の認定上、市委員会は何も判断していない。
- (3) 市委員会が新住所を検証した結果の記録中、新住所に「寝室、寝具、食器、浴室、トイレ、洗面台、流し台の設備等の設備が具備されている」旨は、当該地に本件当選人の姉が居住していたことを踏まえれば当然であり、本件当選人が新住所に居住していたことを示す客観的な根拠にはならない。
- (4) 電気・水の使用量について、市委員会は前年同月比でデータ比較をしていない。また、電気・水の使用量からは、当選人の住所が富岡市にあったことは認められない。
- (5) 本件当選人の妻は旧住所に居住していることから、「家族の同居」の観点から、本件当選人は新住所に客観的居住実態を備えていない。むしろ、家族の居住状況から考えれば、旧住所に住所があったというべきである。
- (6) 本件当選人は、新住所への転入後も、旧住所で要する光熱費を支払い続けていた期間があり、旧住所が生活の本拠であったと認め得る。
- (7) 生活用品や財産の大部分が旧住所に残っており、生活本拠は旧住所にあったというべきである。
- (8) 住所の認定は、客観的居住根拠を基礎として、補助的に主観的居住意思を考慮して行うべきものであるところ、市委員会の判断は客観的居住根拠よりも主観的居住意思に重きを置いており、失当である。
- (9) 市委員会は、立候補届出書への添付書類である宣誓書について、令和2年に改正された趣旨を正しく理解しておらず、候補者への説明をしていなかった。結果として、本件選挙において、立候補届出書に添付された宣誓書は、立候補した者の住所要件を担保する役割を果たしていない。
- (10) 本件当選人は、原決定時の審理中、妻が旧住所に留まった理由を変化させている。また、本件当選人は富岡市の区長の任期の期間について誤った証言をしている。これらのことから、本件当選人の証言には信憑性がない。
- (11) 選挙公報に虚偽の記載内容をするのは、居住実態を自ら証する宣誓書において虚偽宣誓をすることと深く関連する。
- (12) 原決定にあたり、申立人が独自に実施した近隣住民への聞き取り結果や、本件当選人の不利になる証言が考慮されていない。本件当選人の妻への聞き取り調査や旧住所の住居への立ち入り調査を行っていない。その上で、市委員会は原決定において本件当選人の住所の場所を特定していない。これらのこと及び原決定における市委員会の議事録を見ると、市委員会は棄却を導くあまりに公正・公平な審理を尽くさず、恣意的な判断を行っており、決定は不適法である。
- (13) 原決定の決定書には誤字脱字があるほか、申立人の主張、判断材料又は判断理由の全てが記載されておらず、形式的に不適法である。

2 市委員会の主張の要旨

弁明書及び口頭意見陳述による主張を、当委員会からの質問に対する回答を踏まえた補足をしつつ要約すれば、市委員会の主張は次のとおりである。

- (1) 本件当選人は令和5年4月23日時点において引き続き3箇月以上、新住所に住所を有しており、よって、住所要件を満たしていたと認められるから、本件当選人は本件選挙における被選挙権を有する。
- (2) 住所は、客観的に生活の本拠たる実態を備えているか否かによって判断される。日常生活の状況、家族の状

況、近隣住民との関係性などを確認するとともに、居所の生活に必要な設備の状況、電気・水道・ガスの使用量など、詳細な生活実態から総合的に判断した。

(3) 市委員会は、原決定時に本件当選人の住所について総合的に判断する際、申立人が誤謬と指摘する点は次のとおり判断した。

ア 保有する資産の状況は居住実態に影響はないと判断した。

イ 政治活動用看板について、自宅に設置しなければならないという法の決まりはなく、居住実態に影響しないと判断した。

ウ 水道・電気の使用量について調査期間を1年間としたのは、旧住所・新住所とも当選人以外の者が居住しており、大きな変化はないと考えたためである。水道・電気の使用量からは、住んでいるかを断定できるまでの変化は読み取れなかったことから、その他の証拠により判断した。

エ 全ての夫婦が同居する義務があるわけではなく、本件当選人の妻が旧住所に居住していたことは住所の認定上で考慮しなかった。

オ 本件当選人には、問合せに応じて個別に被選挙権について説明をしていることから、宣誓書の趣旨を本件当選人が認識していなかったことは考えにくい。

カ 本件当選人の主張の一部が原決定時の審理中に変化していることについては、文章の誤りによるもので、結論に影響するものではないと考えた。

キ 申立人が実施した近隣住民への聞き取り結果は申立人の主張に過ぎない。さらに、本件当選人に有利な証言をするという申出をした住民もあったことから、公平に調査を行うという観点で、本件当選人に有利に働く発言や証言を行うことが想定される本件当選人の妻は調査の対象としなかったものである。その上で、市委員会は、本件当選人の生活の本拠が富岡市にあったと判断している。

ク 新住所及び旧住所における水道及び電気の使用量について転居したとする前後で目立った変化がないことは、本件当選人が主張する転居の事実と整合がとれるものではない。

理由

市委員会に提出された証言等を改めて整理し、その上で、市委員会、本件当選人並びに本件当選人の姉及び妻に質問を行い、物件の提出を求めるとともに、新住所及び旧住所の周辺住民に対して質問調査を行い、慎重に審理を行った。

1 原決定時における本件当選人の証言等

原決定の審理において本件当選人から市委員会に提出された証言等は次のとおり整理される。

(1) 本件当選人から市委員会に提出された令和5年5月25日付け意見書

当該意見書には次の事項が記載されている。

ア 本選挙における被選挙権は「引き続き3箇月以上富岡市内に住所を有する者」であり、本件当選人は、住民基本台帳法に定める手続きを踏んだ上で、客観的に新住所が生活の中心を為している。

イ 新住所に住んでいる姉に何度か相談し、同居することに同意・協力してもらい、令和4年10月26日に旧住所から、本籍地であり実家の新住所に転入した。

ウ 普段は新住所で起床し、朝のゴミ拾い(6時30分頃から1時間程度)を行い、姉が用意した朝食を摂り、後援会活動を行っていた。

エ 辻立ちを行っていた時には、朝食を摂り、現地で7時から9時までの2時間程度行い、その後市内への後援会活動や関係者との打合せ等を行った。

オ 昼食は、コンビニでの購入も含め、ほとんどが外食であった。

カ 夕方に新住所に戻り、シャワーを浴び、姉が用意した夕食を摂った。

- キ 夕食後は、事務仕事や後援会活動の確認、予定の確認等を行ったり、テレビを観たりした後、歯磨きを済ませ午後11時頃に就寝していた。
- ク 長女・次女・孫たちが里帰りで東京から旧住所に来ている時は、用事がなければ旧住所に行った。
- ケ 生活に必要な物品等があった場合にも旧住所に行った。必要な物品を妻に新住所に届けてもらうこともあった。
- コ 生活費の負担としては、電気代、水道代、駐車場代、新聞代等を抛出し、それとは別に食費として3万円を姉に渡している。
- サ 旧住所在住の妻がいる。2人の娘が孫を連れて旧住所に来ることがあり、孫の面倒を見られるときには甘楽町に行って泊まることもある。
- シ 令和4年12月31日から翌年1月2日にかけては、娘夫婦や親戚等が来たため旧住所へ行った。
- ス 旧住所での生活費等は、妻が負担している。
- セ 新住所では、以前使用していた自分の部屋が寝室となっており、寝具・洋服ダンス等があり、2階の別室を書斎として使用している。
- ソ 新住所には、当選人の氏名を記載した表札と郵便受けが設けられており、郵便物が届いている。
- タ 市内のガソリンスタンドで自動車の給油をしている。
- チ 駐車場がないため、近くの駐車場を借り、毎日止めている。バイクの駐輪場は隣の元駐車場の一部を借りている。
- ツ マイナンバーカード、年金関係、車・バイクの車検証、軽自動車税の住所変更を行った。
- テ 水道代の口座の名義変更も行い、電気代、駐車場代、新聞代、浄化槽代等の名義変更も行った。
- ト 新住所の住民として組費(区費・消防費・育成会費等)も遅延なく納めて、積極的に地域活動にも参加している。
- ナ 地域の環境美化活動として、個人的に朝のゴミ拾い等も行っている。
- ニ 令和5年4月16日開催の富岡市区長会による道路清掃にも新住所の住民として参加した。
- ヌ 朝のゴミ出しの時や近所の方々と行き会った時には、挨拶を交わしたり、地域の様子などについて話を聞いたりしている。
- (2) 本件当選人から市委員会に提出された令和5年6月8日付け意見書(2)
当該意見書には次の事項が記載されている。
- ア 令和4年10月26日に新住所に転居後、近隣の方々へ挨拶回りをした。
- イ 妻は、高崎市において臨時教員の仕事をしているため、職場に近い旧住所にそのまま居住している。
- ウ 令和5年度の住民税は、本年6月に富岡市から納税通知書が届き次第納付する予定である。
- エ 令和5年度に納付すべき軽自動車税は、既に富岡市に納付済である。
- オ 令和4年11月30日に群馬県選挙管理委員会に対し、「中村よしお後援会」の設立申請をした。
- カ 同後援会の看板を作成し、市委員会から交付された証票を表示し、富岡市内に設置した。
- (3) 市委員会による新住所の検証
令和5年5月18日に市委員会が新住所の検証を行っており、次のとおり記録されている。
- ア 本件当選人からは次の証言があった。
- (ア) 朝は6時30分頃から1時間程度、ごみ拾い。自動車教習所の少し北まで歩くこともある。3月からは高瀬で辻立ち。7時から2時間程度。その後は後援会活動や選挙の打合せ。
- (イ) 夕方から夜に帰宅し、23時頃就寝。
- (ウ) 姉は朝8時30分から18時まで仕事。

- (エ) 年明けからは月に2回程度、旧住所の家に泊まったと思う。長女に子供が生まれ、泊まりに来た時である。月に2~3回、次女の子供の関係で東京へ日帰りを出かけていた。
- (オ) (生活費の負担について) 電気・水道・新聞は本件当選人、そのほか食費として月3万円を姉に渡している。電話・NHKに係る費用は姉が負担している。
- (カ) 朝と夜の食事は姉が作っている。昼は外食が多い。
- (キ) 本件当選人・姉ともシャワーのみ。本件当選人はシャワーもしないこともある。姉が節約家のため、電気をつけたままにしておくと思われ。洗濯もまとめて行うので、水道の使用料は多くないと思う。
- (ク) (暖房の使用状況について) 1階部分のみ灯油ストーブとファンヒーター。2階は寝るだけなので使用しない。
- (ケ) 本件当選人の寝室は2階。姉は1階。
- (コ) (駐車場について) 家から100メートルほどのところに借りている。月2,800円。
- (サ) (妻が新住所で同居していない理由について) 更正保護の役員をされており、富岡に来ると継続できない。またガーデニングが好きで庭の手入れを行いたいことや、娘が孫を連れて時々泊まりに来ることもある。妻は元教員で、3月まで臨時の職員として働いていた。
- イ 本件当選人の姉からは「買い物頻度が増え、買う物も増えた。ゴミ出しに行ってくれるので、その分は楽になった。ゴミ出しや車に向かう道は、東側の経路を通ることが多い」との証言があった。
- ウ 新住所2階に本件当選人の寝室があり、寝室には寝具が備えられていた。書斎にはパソコン・プリンター・机が備えられていた。食器・シャンプーを姉とは別に用意しているように見えた。
- エ 表札には本件当選人の氏名の記載があり、ポストに本件当選人及びその姉の氏名が並記されていた。
- オ 新住所には、寝室、寝具、食器、トイレ、洗面台、流しといった設備があった。
- カ 新住所はオール電化であり、ガスの使用はなかった。
- キ 本件当選人からは、令和4年10月26日に新住所への異動が記載された自動車運転免許証、保険期間の始期同年11月30日とする記載及び新住所の記載がある自動車損害賠償責任保険証明書、取得年月日同年12月7日の記載及び新住所の記載がある原動機付自転車標識交付証明書、新住所の記載がある同年11月7日付け自動車検査証、本件当選人を宛名とする同年11月分から令和5年4月分までの新聞代金の領収書、2,800円の金額が振り込まれたことを示す振込明細書6枚(利用年月日は令和4年12月2日、同月26日、令和5年2月1日、同年3月1日、同年4月4日、同年5月1日)の提示があった。
- ク 本件当選人が賃借しているという駐車場の場所には、実際に軽自動車が駐車されていた。
- 2 本件当選人等に対する当委員会からの質問への回答
- 当委員会から本件当選人並びにその妻及び新住所に住む本件当選人の姉に対して質問し、次の回答を得た。
- (1) 本件当選人の回答
- 本件当選人からは、令和5年8月29日、同年10月2日、同月10日、同月26日の計4回の回答書の提出があった。それらの内容は次のとおりである。
- ア 令和3年4月1日から令和4年12月31日まで、「杜こども園たかせ」で園長として勤務していた。勤務時間は8時30分から17時30分。
- イ 同年11月19日、同月26日、新住所にて後援会立ち上げについて支援者と打ち合わせをした。同年12月17日、同月24日、後援会活動の打ち合わせと看板設置を行った。同月23日、下黒岩の大日公会堂で後援会の話し合いを行った。令和5年1月15日、同月22日、同月29日、後援会会員と黒岩地区内で後援会活動を行った。同年3月7日、後援会員宅において後援会員と事務所の選定を行った。同月19日、後援会員と黒岩地区内で後援会活動を行った。同年4月8日から後援会員と打ち合わせと事務所開設の準備

を行った。

ウ 旧住所で行っていた地域活動(ゴミ収集場の清掃・月1回の道路清掃・河川の除草作業)は、本件当選人の妻が参加するようになった。

エ 政治活動に用いるものとして、パソコン・スーツ・事務用品等がある。

オ 令和4年10月29日にスーツ等の衣類・日用雑貨等を新住所に運び、同年11月5日にパソコン、プリンター等の事務用品を運んだ。

カ 同月から同年12月にかけて後援会活動のための名刺や後援会入会パンフレット等の作成を富岡市内の印刷会社へ依頼した。

キ 同年10月29日、同年11月5日、同月12日の引っ越しの際に妻に会った。引っ越しを手伝ってもらったもの。娘・孫が旧住所に来たときに、本件当選人は旧住所を訪問し、妻に会っていた。同月頃に、妻・娘・孫が新住所に来ることもあった。

ク 電気使用量については、姉も本件当選人も仕事をしていて日中は家におらず、また夕方も7時近くに帰宅し、節電対策として居間で共に食事を摂り就寝するだけなので、あまり変化はないと考える。水道使用量については、姉が節水に特に気を遣っているため本件当選人も極力そのようにしている。

ケ 地区の組費は、1軒につき決められた額が年1回徴収される。令和5年度分は4月16日に納入済み。

コ 軽自動車は、ほぼ毎日、社会・経済活動に使用している。

サ バイクは125ccのスクーターで、新住所で使用するために購入したもの。日常の移動や地区を巡視する際に使用する。隣家の倉庫の一部を借りて駐輪している。

シ 令和4年11月1日から令和5年4月23日までの174日間において、旧住所に宿泊することなく訪問した回数は15回、旧住所に宿泊した回数は3回、外食をした回数は52回であった。これら以外の宿泊・朝食・夕食は全て新住所で行った。

ス 本件当選人が新住所に転入する以前は、姉は浴槽に湯を張っていたが、転入以降は、本件当選人も姉も節水に気を配り、極力、浴槽には湯を張らず、シャワーで済ませるようになった。

セ 姉には3人の娘とその家族がおり、本件当選人が新住所に転入する以前は、月2回程度、1回あたり3～4人が新住所を訪れ、入浴や食事をしてきた。夜帰ることが多く、年末年始や連休等に宿泊することもあった。しかし、本件当選人が新住所に転入した以降は、姉の娘家族が新住所を訪れることがなくなり、訪れたとしても入浴や食事をすることはなかった。

ソ 令和5年1月は、年始3日間に姉の娘家族が全体10人ほどで新住所を訪れ宿泊したため、このとき、10人分の食事、洗濯、入浴に水道を利用した。同月中は、年始3日間の他に月3～4回、姉の娘家族がそれぞれ3～5人ほど、新住所を訪れ宿泊することもあった。姉の娘家族が宿泊する際には、浴槽にお湯を張っていた。

タ 同年2月は、月に4～5回、姉の娘家族がそれぞれ6～8人ほど、新住所に夜遅くまで滞在していた。また、進学や進路が決まったお祝い会として、姉の娘家族が10人集まって宿泊した。このとき、食事、洗濯、入浴に水道を利用した。

(2) 本件当選人の姉の回答

令和5年8月21日、同年9月11日の計2回の回答書の提出があった。その内容は次のとおりである。

ア 本件当選人が新住所に転入する以前は、単身で新住所に生活していた。

イ 本件当選人は、令和4年10月29日に引っ越しし下黒岩で生活を始めた。

ウ 本件当選人は、同日、同年11月5日、同月12日に引っ越しのために甘楽町に訪問していた。それ以外には、本件当選人の娘と孫が帰省してきた時の休日等に訪問し、世話を行っていた。同年12月31日から令

和5年1月2日にかけては甘楽町に訪問し宿泊していた。令和5年1月から3月にかけては、本件当選人の孫の世話等で休日等に数回甘楽町に訪問する 때가あった。

エ 本件当選人からは食費等で月3万円支払ってもらっている。現在は5万円もらっている。家計が確認できる書面等はない。

オ 水道の使用量については、令和3年分、特に令和4年1月分は子供が家族で新住所に泊まったりもしていたため、水道の使用量が多かったのではないかと考えられる。

カ 令和4年3月分及び4月分に水道使用量が突出して多くなっていたのは漏水が原因であった。漏水を修理してからは、極力節水に心がけ生活するようになったので、令和4年5月分から10月分までは、水道の使用量が令和3年度に比べ減っていると考えられる。

キ 本件当選人が令和4年10月29日に引っ越してくる以前、浴槽に湯を張り入浴していたが、本件当選人の引っ越し後は、本件当選人と共に節水に極力気を配り、シャワーで済ますこととなった。このことから、前年度に比べ水道の使用量が減っているのだと考えられる。

ク 電気の使用量については、電気料金の高騰に対応し極力節電を心がけるよう(エアコンの使用を控える等)生活してきたので、そのことが影響していると考えられる。本件当選人も含めて節電に気を配り生活している。

ケ 本件当選人が引っ越してきてからは、娘家族が新住所に来ることが少なくなったことも、影響していると考えられる。

コ 仕事のために朝早く自宅を出て、帰りは本件当選人と互いに7時近くになってしまうことが多いので、電気使用量も水道使用量も少なかったと考えられる。

(3) 本件当選人の妻の回答

本件当選人の妻からは令和5年8月21日に回答書の提出があった。その内容は次のとおりである。

ア 本件当選人は、令和4年10月26日に住所を移し、同月29日に新住所に引越しを行い、生活を始めた。

イ 本件当選人は、同日、同年11月5日、同月12日に引っ越しのために甘楽町に訪問した。本件当選人の娘と孫が帰省してきた時の休日等に訪問し、世話等を行っていた。同年12月31日から令和5年1月2日にかけては甘楽町に訪問し年末年始を過ごした。令和5年1月から3月にかけては、月に数回休日等に甘楽町に訪問することがあった。

ウ (妻が本件当選人と同居せず、引き続き旧住所で生活していた理由について)長女が出産の準備や相談のために帰省したり、次女が孫の育児に関しアドバイスを受けるために帰省したりするため、その世話をしなければならなかったもので、娘たちの実家である旧住所を空けることはできなかった。また、更正保護女性会の役員については、地区の代表として指名されたので、その責任があり任期中なので転出することはしなかった。

エ 家計簿はつけていないが、食費等については若干減った。家計が確認できる書面等はない。

3 電気・水道の使用量の推移

当委員会は本件当選人に対し、①電気使用量(新住所における令和4年3月2日以前の1年間分)、②電気使用量(旧住所における同月16日以前の1年間分)、③水道使用量(旧住所における同月以前の1年間分)の3つの使用量が確認できる書面等の提出を求め、提出を受けた。市委員会からは、新住所における令和3年5月から令和4年10月までの間の水道使用量のわかる書面が提出された。これら書面を原決定時の情報と合わせて整理すると次のとおりであった。

ア 新住所での電気使用量の推移

使用期間	使用量(kW)
------	---------

令和3年	7月3日～8月2日	304
	8月3日～9月2日	295
	9月3日～10月2日	267
	10月3日～11月2日	342
	11月3日～12月2日	396
	12月3日～令和4年1月2日	591
令和4年	1月3日～2月2日	556
	2月3日～3月2日	483
	3月3日～4月2日	442
	4月3日～5月2日	345
	5月3日～6月2日	320
	6月3日～7月2日	299
	7月3日～8月2日	292
	8月3日～9月2日	294
	9月3日～10月2日	261
	10月3日～11月2日	319
	11月3日～12月2日	364
	12月3日～令和5年1月2日	495
令和5年	1月3日～2月2日	459
	2月3日～3月2日	390
	3月3日～4月2日	381

イ 旧住所での電気使用量の推移

使用期間	使用量 (kW)
令和3年	
6月17日～7月16日	545
7月17日～8月16日	883
8月17日～9月16日	868
9月17日～10月16日	786
10月17日～11月16日	1,330
11月17日～12月16日	1,398
12月17日～令和4年1月16日	2,325
令和4年	
1月17日～2月16日	2,591
2月17日～3月16日	1,527
3月17日～4月16日	942
4月17日～5月16日	612
5月17日～6月16日	660

	6月17日～7月16日	1,048
	7月17日～8月16日	1,230
	8月17日～9月16日	1,199
	9月17日～10月16日	977
	10月17日～11月16日	672
	11月17日～12月16日	926
	12月17日～令和5年1月16日	1,125
令和5年	1月17日～2月16日	1,355
	2月17日～3月16日	860
	3月17日～4月16日	845

ウ 新住所での水道使用量の推移

毎月25日頃から月末までの間に検針を行い、検針の翌月に料金を請求。

使用料金の請求月	使用量 (m ³)
令和3年 5月	12
6月	10
7月	9
8月	11
9月	9
10月	9
11月	9
12月	9
令和4年 1月	12
2月	12
3月	23
4月	14
5月	8
6月	8
7月	7
8月	8
9月	8
10月	8
11月	8
12月	7
令和5年 1月	7
2月	12

3月	11
4月	9

エ 旧住所での水道使用量の推移

2ヵ月に一度、偶数月の中旬に検針を行い、検針の翌月に料金を請求。

使用料金の請求月	使用量 (m ³)
令和3年 3月	42
5月	48
7月	56
9月	53
11月	75
1月	51
令和4年 3月	60
5月	53
7月	62
9月	66
11月	62
令和5年 1月	33
3月	37

4 当委員会が所管する事務において把握する事項

「中村よしお後援会」という名称の政治団体から、設立日を令和4年11月30日とし、代表者を本件当選人とする政治団体設立届が当委員会あてに提出されている。

5 当委員会による調査

新住所及び旧住所を検証し、その周辺に住む住民に対し本件当選人に関する質問調査を行った。書記が各住宅を訪問し、調査票に記載された質問を読み上げ、その回答を調査表に記載させる方法を原則とした。ただし、書記が訪問した際に不在であった住宅については、依頼文、質問票及び回答送付用封筒を郵便受けにポストイングし、令和5年9月6日までに当委員会に郵送させる方法とした。各住宅への訪問は、同年8月30日及び同年9月1日の計2日間で行った。

(1) 旧住所での調査

旧住所の周辺にある住宅21軒を訪問し、12件の回答を得た。その後、郵送による回答7件を受け、合計で19件の回答を得た。質問内容及びその回答の一覧は別紙1のとおりである。

(2) 新住所での調査

新住所の周辺にある住宅22軒を訪問し、11件の回答を得た。その後、郵送による回答2件を受け、合計で13件の回答を得た。質問内容及びその回答の一覧は別紙2のとおりである。

6 当委員会の判断

本件選挙において、選挙期日である令和5年4月23日に被選挙権を有しない候補者は、法第68条第1項第5号により有効投票を得ることはないから、当選人となることはない。また、法第99条により、本件選挙の選挙会までに被選挙権を有しなくなった者も当選人となることはない。市町村の議会の議員について被選挙権とは、

「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」(法第9条第2項)で、「年齢満25年以上のもの」(法第10条第1項第5号)である。

よって、本件選挙において当選人となるためには、同日現在で富岡市に3箇月以上、すなわち、同年1月23日以前から同年4月23日までの期間、引き続き富岡市に住所を有していなければならない。

このとき、法にいう「住所」とは、民法(明治29年法律第89号)第22条と同様、生活の本拠をいうものと解される。

選挙に関しては、住所は一人につき1か所に限定されるものと解すべきとされている(最判昭和23年12月18日民集第2巻14号472頁)。また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではないとされる(最判昭和35年3月22日民集第14巻4号551頁)。さらに、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるとされている(最判平成9年8月25日裁判集民事184号1頁)。なお、住民基本台帳法の運用規程である住民基本台帳事務処理要領は、「住所の認定にあたっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定する。」(第1の3)としている。

以上の観点から、当委員会は、令和5年1月23日以前から同年4月23日までの期間に本件当選人住所が富岡市内にあったか否かを検討する。

7 争いのない事実

市委員会が認定した事実のうち、申立人からの反論がないと認められるものは次のアからカである。

ア 本件当選人の住民登録上では、旧住所から新住所へ令和5年10月26日に転入した旨が記載されている。

イ 本件当選人の妻は旧住所に引き続き居住している。

ウ 新住所には、従来から本件当選人の姉が居住している。

エ 新住所には2階建ての建物が存在し、寝室、寝具、食器、浴室、トイレ、洗面台、流し台の設備といった生活に必要な設備やスペースが存在する。

オ 新住所の建物には、本件当選人の氏名が記載された表札と郵便受けが設けられており、郵便物が届いている。

カ 自動車運転免許証、自動車損害賠償責任保険証明書、原動機付自転車標識交付証明書、自動車検査証、水道・下水道使用者変更届出書といった本件当選人名義の公的書面の住所欄は、新住所の記載に変更されている。

上の他、本件当選人及び申立人から提出のあった書面等、市委員会による新住所の検証時の記録及び当委員会が把握する事項を整理すれば、次のキからセが認められる。

キ 本件当選人は軽自動車を保有している。

ク 本件当選人は令和4年12月7日に原動機付自転車を取得している。

ケ 「中村よしお後援会」という名称の後援団体が、同月12日付けで市委員会に対して証票交付申請書を提出し、証票の交付を受けている。

コ 「中村よしお後援会」と記載された看板が掲示されている。

サ 新住所の土地及び建物の所有は本件当選人の姉にあり、旧住所の土地及び建物は本件当選人とその妻の共有となっている。

シ 新住所にある建物2階の書斎には、パソコン・プリンターが設置されている。

ス 本件当選人は新住所の付近の駐車場を利用している。

セ 「中村よしお後援会」という名称の政治団体から、設立日を同年11月30日とし、代表者を本件当選人

とする政治団体設立届が当委員会あてに提出されている。

8 判断

(1) 申立人が「審理関係人の主張の要旨」1(10)で主張するように、本件当選人の妻が新住所に転居しなかった理由について、本件当選人の証言は一定していない。本件当選人の子の家族が旧住所を訪問した回数、その時の訪問人数といった詳細など、本件当選人の証言は鮮明に読み取れない部分もある。

しかし、本件当選人の証言は概ね「主に新住所で起居・寝食を行い、娘や孫が旧住所を訪れた際には旧住所を訪問することがあった」旨であると解されるところ、次(2)のとおり、上記5の当委員会による調査と整合する部分が認められる。このような事情を考慮すれば、本件当選人の証言の全てを否定することは妥当ではない。

(2) 本件当選人は、朝食、夕食、入浴、睡眠といった起居・寝食を主に新住所で行い、娘や孫が旧住所を訪れた際には旧住所を訪問することがあった旨を証言する。本件当選人の証言や社会通念から考えれば、ゴミ出し、日課である地域のゴミ拾い及び自家用車の駐車といった行為は起居・寝食に付随して生じる行為と考えられる。そこで、上記5の当委員会による調査について、その結果を検討する。

当該調査の結果から次のアからキまでの点が認められる。

ア 本件当選人がゴミ出しをする姿を見かけたことがあった旧住所周辺の住民2名は、「10月か11月頃」又は「昨年末頃」にはその姿を見かけることがなくなった旨を回答している。

イ 本件当選人がゴミ出しをする姿を見かけたことがあった新住所周辺の住民9名は、見かけるようになった時期について、「おぼえていない」や未回答を除けば、概ね「引越しの挨拶以降」、「住んでから」、「令和4年10月頃以降」又は「昨年末以降」と答えている。

ウ 本件当選人がゴミ拾いをする姿を見かけたことがあった新住所周辺の住民9名は、見かけるようになった時期について、「わからない」、「おぼえていない」及び未回答を除けば、概ね「引越して来た少しあとから」、「令和4年10月頃以降」、「春頃・4月ごろから」又は「8月28日」と答えている。

エ 本件当選人の軽自動車が駐車されているのを見かけたことがあった新住所周辺の住民10名は、見かけるようになった時期について、未回答を除けば、概ね「越してきた頃から」、「引越しの挨拶以降」、「昨年10月頃以降」又は「4月以降」と答えている。

オ 本件当選人の軽自動車の駐車を見かけたかについて、「わからない」と回答した者を除くと、旧住所にあっては14名のうち2名が見かけたと回答した。同様に新住所にあっては11名のうち10名が見かけたと回答しており、その頻度は10名のうち8名が「ほぼ毎日」見かけたと回答した。

カ 本件当選人の原動機付自転車の駐輪を見かけたかについて、「わからない」と回答した者を除くと、旧住所にあっては11名のうち1名が見かけたと回答した。同様に新住所にあっては7名のうち5名が見かけたと回答しており、その頻度は5名のうち4名が「ほぼ毎日」見かけたと回答した。

キ ゴミ出し及びゴミ拾いを行う本件当選人を見かけたかについて、「なかった」又は「わからない」と回答した旧住所周辺の住民6名が、本件当選人の姿を「引越しの挨拶以降」又は「2023年年明け以降」、周辺でほとんど見かけなくなった旨回答した。

周辺住民は、本件当選人を常に観察していたわけではなく、本件当選人を見かけ得る機会は様々であったと考えられ、かつ、記憶違い等の可能性を考慮すれば、旧住所・新住所とも、周辺住民の全ての回答が一致することは考えにくい。他方、“本件当選人を見かけ得る機会は様々であった”ということは、自家用車の駐車のような何時でも生じ得る行為については、見かけたと回答した住民の数が多いほど、その目撃された行為の頻度は多かったものと考えられる。

このような視点で上記アからキを見たとき、まず、行為の生じる時間帯が朝と一定しているゴミ出しについて、旧住所周辺の住民が本件当選人のゴミ出しを見かけることがなくなった時期は令和4年の年末頃が最も遅

い時期であり、一方で、現住所周辺の住民がゴミ出しを見かけるようになった最も早い時期は令和4年10月頃である。日課のゴミ拾いも同様であり、旧住所の住民が見かけなくなった時期は令和4年の年末頃が最も遅く、新住所周辺の住民が見かけるようになった最も早い時期は令和4年10月頃である。

これらから、令和4年10月頃から同年年末の間に、本件当選人がゴミ出し及び日課のゴミ拾いを行う場所が旧住所から新住所に切り替わったと考えられる。

さらに、本件当選人の軽自動車の駐車を目撃した周辺住民の割合は、新住所は11名のうち10名、旧住所は14名のうち2名と、目撃した住民の割合は新住所において高い。この傾向は原動機付自転車の駐輪に係る目撃頻度についても同様であり、新住所は7名のうち5名、旧住所は11名のうち1名が目撃している。これらの目撃割合からすれば、本件当選人は軽自動車及び原動機付自転車を新住所において中心的に駐車又は駐輪を行っていたと考えられる。

軽自動車又は原動機付自転車の駐車又は駐輪の状況から、新住所が本件当選人の起居・寝食の中心的場所であるとされる。旧住所を訪問することがあってもそれは一時的なもので、旧住所に定期的に帰っていたというべきではない。また、ゴミ出し及び日課のゴミ拾いの状況から、本件当選人の起居・寝食の中心的場所は、令和4年10月頃から同年年末までの間に、旧住所から新住所へと切り替わったと考えられる。

なお、周辺住民の回答の一部にこれら結論とは必ずしも一致しない部分がある。しかし、当該一致しない部分は、周辺住民の回答全体から見て極めて限定的であり、回答者の意図する状況が的確に回答文に現れていない等の不備と評するのが相当であることから、これら結論を左右しない。

これら結論は、「令和4年11月1日から令和5年4月23日までの174日間において、旧住所に宿泊することなく訪問した回数は15回、旧住所に宿泊した回数は3回、外食をした回数は52回であった。これら以外の宿泊・朝食・夕食は全て新住所で行った。」とする本件当選人の証言と親和的で、当該証言は首肯できる。

以上から、少なくとも令和4年11月1日以降について、本件当選人の旧住所への訪問は一時的なものであって、本件当選人の起居・寝食の中心、すなわち生活の中心は新住所にあったと認められる。

(3) 本件当選人は、125ccの原動機付自転車を取得し、駐車場を用意し、政治活動に用いるパソコン・プリンターを新住所に用意している。これらの事実は、本件当選人が新住所において生活し、活動するための準備を行ったことを示す客観的な態様であって、すなわち、旧住所に比して新住所がより生活の中心としての性格を有していった証左の一つと見ることができる。

(4) 証言によれば、本件当選人は、令和4年11月5日にはパソコン・プリンターを新住所に用意している。さらに、同月19日以降は富岡市内において様々な政治活動を行っていたことを証言する。これら政治活動について、具体的にどのような活動を、何日間、どこで実施していたかは本件当選人の証言によるほかないが、「中村よしお後援会」という名称の政治団体から政治団体設立届が当委員会あてに同月30日に提出されていること、「中村よしお後援会」の証票交付申請書が同年12月12日に市委員会に提出されていること、政治活動用看板が実際に掲示されていることといった事実は本件当選人の証言と一致しており、政治活動に関する本件当選人の証言を否定する理由は見つからない。

翻って、これら事実から、少なくとも本件当選人は新住所2階の書斎を活用して政治活動を行っていたと評すべきである。そうであるとすれば、遅くともパソコン・プリンター等が新住所に運ばれたとされる同年11月5日以降、本件当選人の政治活動の中心は新住所でなされていたというべきである。

(5) 本件当選人は新住所の地区で令和5年4月16日に開催された道路清掃活動に参加したことを証言し、上記5の当委員会による調査によれば、その参加する様子が周辺住民に目撃されているから、参加したと認め得る。この本件当選人の道路清掃活動への参加は、新住所での居住を示す直接的な根拠にはならないものの、本件当

選人の生活と新住所との関係を示すものといえる。

- (6) 一般的に、電気・水道の使用量は、そこに住む人数に応じて増加する傾向があると考えられる。このような視点で電気及び水道の使用量の推移を検討する。

旧住所における電気及び水道の使用量を前年同時期と比較すると次のとおりとなる。

電気使用量			水道使用量		
使用期間	使用量 (kW)	前年比 (%)	請求月	使用量 (m ³)	前年比 (%)
			令和4年3月	60	142.9
			5月	53	110.4
			7月	62	110.7
令和4年6月17日 ～7月16日	1,048	192.3	9月	66	124.5
7月17日 ～8月16日	1,230	139.3			
8月17日 ～9月16日	1,199	138.1	11月	62	82.7
9月17日 ～10月16日	977	124.3			
10月17日 ～11月16日	672	50.5	令和5年1月	33	64.7
11月17日 ～12月16日	926	66.2			
12月17日～ 令和5年1月16日	1,125	48.4	3月	37	61.7
1月17日 ～2月16日	1,355	52.3			
2月17日 ～3月16日	860	56.3			
3月17日 ～4月16日	845	89.7			

電気使用量にあつては、10月17日～11月16日使用期間における前年比50.5%に現れているように、当該使用期間以降、電気使用量は前年に比しておおむね半減している。水道使用量について、令和4年11月請求分から減少し始め、令和5年1月及び同年3月請求分は前年比でおおむね6割に減少している。令和4年11月請求分の使用量は同年8月中旬から同年10月中旬の間に使用した量にあたり、令和5年1月請求分は同様に令和4年10月中旬から同年12月中旬における使用量にあたる。

従来本件当選人は旧住所において妻と2人で生活していた旨の証言と合わせて考えれば、旧住所における電気及び水道使用量の推移は、本件当選人が旧住所から転出したことに伴う変化とみることができ、「少なくとも令和4年11月1日以降について、本件当選人の生活の中心は新住所にあつた」ことを否定しない。

同様に、新住所における電気及び水道の使用量を比較すると次のとおりとなる。

電気使用量			水道使用量		
使用期間	使用量 (kW)	前年比 (%)	請求月	使用量 (m ³)	前年比 (%)
			令和4年5月	8	66.7
			6月	8	80.0
			7月	7	77.8
令和4年7月3日 ～8月2日	292	96.1	8月	8	72.7
8月3日 ～9月2日	294	99.7	9月	8	88.9
9月3日 ～10月2日	261	97.8	10月	8	88.9
10月3日 ～11月2日	319	93.3	11月	8	88.9
11月3日 ～12月2日	364	91.9	12月	7	77.8
12月3日～ 令和5年1月2日	495	83.8	令和5年1月	7	58.3
1月3日 ～2月2日	459	82.6	2月	12	100.0
2月3日 ～3月2日	390	80.8	3月	11	47.8
3月3日 ～4月2日	381	86.2	4月	9	64.3

従来本件当選人の姉が1人で暮らしていた新住所に、令和4年10月下旬、遅くとも同年11月1日以降、本件当選人が同居するようになったとすれば、電気使用量にあつては同年11月3日～12月2日使用期間以降、水道使用量にあつては同年12月請求分以降、それぞれの使用量に前年比で増加する変化が生じることが一般的と考えられる。しかし、上表のとおり、新住所における電気及び水道の使用量はそれぞれ、前年比で減少する変化をみせている。

他方、単に電気及び水道の使用量が減少していることのみをもって、本件当選人の新住所への居住を否定すべきではない。すなわち、一般的に電気及び水道の使用量は、そこに居住する人数の変化だけでなく、そこに居住する者の生活スタイルの変化によっても、増減の変化を生じ得るものと考えられる。そこで、本件当選人とその姉の証言を整理するに、同年から令和5年にかけて、新住所に居住する者の生活スタイルは次の①から③の変遷をたどっていたと考えられる。

①令和4年5月から同年11月請求分に対応する水道使用期間

新住所に本件当選人の姉が1人で居住し、月に6～8人の来客があり、入浴時は浴槽にお湯を張っていた

②令和4年12月及び令和5年1月請求分に対応する水道使用期間

新住所に本件当選人とその姉が2人で居住し、来客はなく、入浴時は浴槽にお湯を張らなかった

③令和5年2月及び同年3月請求分に対応する水道使用期間

新住所に本件当選人とその姉が2人で居住し、月に少なくとも30人程度の来客があり、入浴時は浴槽にお湯を張らなかつたが、来客の入浴時(月5回程度)には浴槽にお湯を張っていた

①の期間の水道使用量について、おおむね月8 m^3 で推移している。一般的な浴槽の1回当たりの水量を200 l とすれば、浴槽への給水に6 m^3 /月要する。そうであるとすれば、本件当選人の姉1人が生活に要している月間の水量は、浴槽に給水する分を除くと、2 m^3 /月と推計でき、これは新住所において1人が1箇月に要する水量と考えられる。

①の期間に係る推計から②の期間に必要な水量を推計する。

浴槽にお湯を張ることがなくなった代わりに生じる水量を推計する。生活用水使用量について1人1日あたりの平均使用量は286 l とされ(『令和4年版日本の水資源の現況』(国土交通省水管理・国土保全局水資源部))、家庭での水の使われ方は風呂43%、トイレ20%、洗濯16%、炊事15%、洗面・その他6%とされる(『令和3年度一般家庭水使用目的別実態調査』(東京都水道局))。よって、洗濯に要する水の使用量は1人あたり約1,372 l /月(286 l /日 \times 16% \times 30日)と計算できる。浴槽にお湯を張らなければその残り湯を洗濯に活用することができなくなるはずであるから、浴槽にお湯を張らなくなることで、1人1箇月あたり1,372 l という水量が、浴槽への給水量の代わりに生じ得ると推計できる。

すなわち、②の期間に要する水量を推計すると、2 m^3 (本件当選人の姉の月間必要水量)+2 m^3 (本件当選人の月間必要水量)+2,744 l (2人分の洗濯に必要な水量)であり、6,744 l /月であると考えられる。

同様に、③の期間に必要な水量を推計する。

新住所での生活に要する水道使用量は1人1日あたり約66 l と計算できる(2 m^3 /月 \div 30日)。1箇月に30人の来客があれば、2 m^3 追加的に必要となる。加えて、来客があったとき(月5回程度)には浴槽にお湯を張ったとのことから、さらに1 m^3 (200 l \times 5回分)要するはずである。

つまり、③の期間の水道使用量を推計すると、6,744 l (本件当選人及びその姉が②の期間に要した水量)+2 m^3 (来客30人分の必要水量)+1 m^3 (浴槽への5回給水分)、すなわち9,744 l /月であると考えられる。

これら推計値から考えれば、令和4年から令和5年にかけての新住所における水道使用量の推移は、新住所に居住する人の生活スタイルの変化によって合理的に説明できる変化といえる。

電気の使用量について、令和4年11月3日~12月2日使用期間以降に着目すると、いずれの使用期間も同年10月3日~11月2日使用期間よりも使用量は大きいことから、少なくとも、新住所に居住する人数が減ったことを示す根拠とはいえない。

以上からすれば、新住所における電気及び水道の使用量の推移は、本件当選人が新住所に居住していなかった根拠とは言い切れない。

翻って、(2)のとおり、当委員会による調査結果と合わせて考えれば、新住所における電気及び水道使用量の推移は、新住所に居住する者の生活スタイルの変化に伴って生じたものと評するのが相当である。

(7) 申立人は、「審理関係人の主張の要旨」1(1)のとおり、本件当選人が月に1~2日程度旧住所に戻っていることを理由に、本件当選人の新住所における居住が引き続いていないことを指摘する。しかし、「理由」6において述べたとおり、全生活の中心をもってその者の住所と解すべきで、通常起臥する場所とは異なる場所において一時的に起居・寝食を行った場合に、その一時的な起居・寝食の場所を住所と解するものではない。本件においては、本件当選人の旧住所への訪問は一時的なものであるというべきであるから、申立人の主張は採用できない。

(8) 申立人は、「審理関係人の主張の要旨」1(4)のとおり、電気・水道の使用量の推移からは本件当選人が新住

所に住所があったとは認められないことを指摘する。

しかし、(6)のとおり、本件当選人の新住所への居住を否定する理由とまではいえないから、申立人の主張は採用できない。

- (9) 申立人は、「審理関係人の主張の要旨」1(2)(5)(6)(7)のとおり、本件当選人が旧住所の建物及び土地を妻と共有していること、後援会事務所の看板を現住所に設置していないこと、妻が旧住所に居住していること、本件当選人が旧住所で要した光熱水費を負担したこと、本件当選人の生活用品や財産の大部分が旧住所に残っていることを理由として、本件当選人の住所が旧住所にあることを主張する。

しかし、建物を賃貸して暮らす人があるように、資産の所有状況と生活の本拠は必ずしも一致するものではなく、親や子に仕送りをする人があるように、生活費の負担状況と生活の本拠は必ずしも一致するものではない。また、法上、政治活動用の立札・看板の類を住所のある場所に掲示しなければならないとする定めはないから、政治活動用の立札・看板の類の掲示場所は必ずしも生活の本拠と一致しない。さらに、いわゆる単身赴任により家族とは離れて生活をする人があるように、家族の生活する場所は本人の生活の本拠に必ずしも一致するわけではない。

本件についてみれば、(2)から(6)のとおり、本件当選人の私生活及び政治活動の中心は新住所にあったと認められ、特に起居・寝食については新住所で中心的に行われていたと認められる。このことを鑑みれば、本件当選人は自ら所有する建物・土地と異なる場所である新住所において、妻や娘、孫とは別に生活をしていたと評するのが相当である。

以上からすれば、本件当選人が旧住所の建物・土地を妻と共同で所有すること、本件当選人が旧住所における水道代を負担したことは、本件当選人の生活の本拠が旧住所にあったことを直ちに示すものとは言えない。さらに、本件当選人の妻が居住する場所、本件当選人の娘や孫が訪問する場所を直ちに本件当選人の生活の本拠と言うことはできない。政治活動用の立札・看板の類が新住所に掲示されていないことは、本件当選人の生活の本拠が新住所にないことの根拠とは言えない。

申立人は本件当選人の住所が旧住所にあることの理由を上のとおり様々に主張するが、いずれも決定的な理由とは言えないから採用することはできない。

- (10) 以上から、遅くとも令和4年11月5日以降、本件当選人の生活の中心・政治活動の中心、すなわち客観的な生活の本拠は、新住所にあったと認められる。申立人はその他に本件当選人の住所が新住所にないことの理由を様々に主張するが、いずれも上の判断を左右しない。

9 結論

以上から、本件当選人は令和5年1月23日から同年4月23日までの期間に富岡市に住所があると認められる。よって、本件当選人の当選無効を求める本件申立ては理由がないから、法第216条第2項により準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

申立人は原決定の手続きの違法を主張するが、本件当選人は同年1月23日から同年4月23日までの期間に富岡市に住所があったと認められるから、上記判断を左右しない。

令和5年11月15日

群馬県選挙管理委員会
委員長 宮下 智満

別紙1

No.	1 直近1年程度の間に、本件当選人が朝にゴミ出しをしている様子を見かけることはありましたか？	(1) 見かけたことがあった場合、ある時期からその頻度に変化はありましたか。	(2) 見かける頻度に変化がなかった場合、見かける頻度はどの程度ですか。	(3) 見かける頻度に変化があった場合、いつ頃からどのように変化しましたか。	2 直近1年程度の間、本件当選人が周辺でゴミ拾いを実施している様子を見かけることはありましたか？	(1) 見かけたことがあった場合、ある時期からその頻度に変化はありましたか。	(2) 見かける頻度に変化がなかった場合、見かける頻度はどの程度ですか。	(3) 見かける頻度に変化があった場合、いつ頃からどのように変化しましたか。	3 前の2つ以外で、直近1年程度の間、本件当選人を周辺で見かけることはありましたか？	(1) 見かけたことがあった場合、ある時期からその頻度に変化はありましたか。	(2) 見かける頻度に変化がなかった場合、見かける頻度はどの程度ですか。	(3) 見かける頻度に変化があった場合、いつ頃からどのように変化しましたか。
1	わからない				わからない				あった	あった		・2023年明以降は、ほとんど見かけていない。
2	なかった				なかった				なかった			・奥様とはたまに会うことがありました
3	なかった				なかった				あった	あった		・以前は見かけたが、引越しのあいさつがきっかけから見かけない。来てもすぐに帰っていた。
4	なかった				なかった				あった	あった		・引越してから見てません。前はコンビニで見かけることがあった。
5	わからない				なかった				わからない			
6	なかった				なかった				あった	あった		・転居のあいさつ後、見かけることがほとんどなくなった。
7	なかった				なかった				あった	あった		・昨年10月初めにあいさつに見えて以後、見かけることはほとんどない。
8	なかった				なかった				なかった			
9	なかった				なかった				あった	あった		・前は車で家のところを通っていたが、挨拶に来てから全くみかけない
10	なかった				なかった				あった	あった		未回答
11	なかった				なかった				なかった			
12	わからない				わからない				わからない			
13	なかった				なかった				なかった			・もうずっと前から見かけられなくなりました。全々です。一年以上は前からです。前は8時に一緒にゴミ出しをしてたのに、一度も見かけないので、不思議でした。
14	あった	あった			なかった				なかった			・2022年10月から11月頃を境に、その後は全く見かけなくなりました。
15	なかった				なかった				未回答			・ほとんど見かけない
16	なかった				なかった				なかった			
17	わからない				あった	あった			あった	あった		・2022年11月26日(土)の夕方あいさつにきた。「住所を墨岩に変更した」と、理由は言わず。「草刈りには来る」と話していたが、この日以降は見かけない。
18	あった	あった			あった	あった			あった	あった		・はっきりとは覚えていないが、昨年末頃には見かけなくなった。
19	わからない	わからない			なかった				なかった			・2022年秋頃からほとんど見かけなくなりました。

No.	4 令和5年の年明け以降、本件当選人の妻の自宅に本件当選人の自動車(白色のスズキジムニー)が駐車されている様子を見かけることはありませんでしたか?	(1)見かけたことがあった場合、その頻度はどの程度でしたか?	5 令和5年の年明け以降、本件当選人の妻の自宅に本件当選人のバイク(原動機付き自転車)が駐輪されている様子を見かけることはありませんでしたか?	(1)見かけたことがあった場合、その頻度はどの程度でしたか?	備考 質問以外の記述	調査日(到着日)	調査方法	県選管書記対応時の聞き取りメモ
1	あった	数ヶ月に1度程度	わからない			8月30日	質問票 対面聞き取り	
2	わからない		ない			8月30日	質問票 対面聞き取り	・以前は犬の散歩をしていたが、1年程度見ていない。 ・引越しの挨拶に来た(去年の秋ごろ)奥様に会うが本人にはあまり会っていない。
3	なかった		わからない			8月30日	質問票 対面聞き取り	・娘が来ると本人も来る。 ・引越してから見ない。「奥さんが1人になると伝えられた(引越しの挨拶)」→この話を聞いてからはほとんど会わない。 ・甘案に来てても富岡へすぐ帰って行った。
4	なかった		ない			8月30日	質問票 対面聞き取り	・孫が来ているときだけ来ている。 ・引越の後は見ない。 ・見かけるのは奥さんだけ。 ・引越前はバイクの音を聞いた。 ・奥さんも引越するか悩んでいた。
5	わからない		わからない		・質問3について、「仕事でいなかった」	8月30日	質問票 対面聞き取り	・ゴミ出しは奥さんがしていたと思う。 ・(富岡にいるか)都合がつけば、道路清掃をやると言っていた。 ・租費は奥さんからもらっている。 ・孫が来るときは本人も来る。 ・去年のうち(10月、11月)に引越の挨拶に回っていた。
6	なかった		ない		・質問1について、「奥さんが出している」	8月30日	質問票 対面聞き取り	・奥さんがゴミ出しをしている。 ・去年の夏に周辺の草刈りをしていた。 ・孫が来たとき、本人も来る。 ・10月頃の挨拶後(住所を移した後)ほとんど来ない。
7	なかった		ない			8月30日	質問票 対面聞き取り	・ゴミ出しは奥さんがやっていた。
8	なかった		ない		質問1について、「奥さんが出している」、質問4について、「10月以前は見えた」	8月30日	質問票 対面聞き取り	・奥さんがゴミ出しをしていた。
9	なかった		ない			8月30日	質問票 対面聞き取り	・奥さんがゴミ出しをやっている。
10	なかった		ない		・質問4について、「前はとまっていた。今は1台のみ」	8月30日	質問票 対面聞き取り	・挨拶以降はみかけることはなくなった。 ・河川清掃について、以前は出ていたが、引越しの挨拶以降は奥さんの参加を見かけた。
11	なかった		ない			8月30日	質問票 対面聞き取り	
12	わからない		わからない			9月1日	質問票 対面聞き取り	・奥さんの家は、奥にあり、あまりわからない。
13	なかった		ない			9月6日	ポスティング	
14	なかった		わからない			9月7日	ポスティング	
15	わからない		わからない			9月7日	ポスティング	
16	わからない		わからない			9月7日	ポスティング	
17	あった	その他(週に3~4・5回)	ある	その他(週に3・4・5回)	・質問1について、ゴミ出しの場所が団地の南の角に見る機会がない。団地に入居した時からである。 ・質問4について、本件当選人の妻の自宅に本件当選人の自動車(白色のスズキジムニー)が駐車されている様子を「選挙後は月に1~2回程度」見かけた。 ・質問5について、本件当選人の妻の自宅に本件当選人のバイクが駐輪されている様子を「選挙後は月に1~2回程度」見かけた。	9月7日	ポスティング	
18	なかった		ない			9月7日	ポスティング	
19	なかった		わからない		匿名希望	9月7日	ポスティング	

別紙2

No.	1 直近1年程度の間に、本件当選人が朝にゴミ出しをしている様子を見かけたことはありましたか？	(1) 見かけたことがあった場合、その頻度はどの程度でしたか。	(2) 見かけたことがあった場合、その時期はいつ頃からですか。	2 直近1年程度に、本件当選人が周辺でゴミ拾いを実施している様子を見かけたことはありましたか？	(1) 見かけたことがあった場合、その頻度はどの程度でしたか。	(2) 見かけたことがあった場合、その時期はいつ頃からですか。	3 令和5年4月16日に開催された地区の道路清掃活動に、本件当選人が参加している様子を見かけましたか。	(1) その他の地域活動で本件当選人と一緒に活動したことがあった場合、それはいつ頃のどんな活動でしたか。	4 前の3つ以外で、直近1年程度に、本件当選人を周辺で見かけることはありましたか？	(1) 見かけたことがあった場合、その頻度はどの程度でしたか。	(2) 見かけたことがあった場合、その時期はいつ頃からですか。
1	わからない			わからない			未回答		なかった		
2	わからない			あった	2, 3回	分からない	見かけた		なかった		
3	なかった			あった		8/28(月)	未回答	年1回(3月?) 防災訓練	未回答		
4	わからない			わからない			わからない		あった	数ヶ月に1度程度	6月頃
5	あった	毎週	あいさつに来た後	わからない			見かけた		なかった		
6	あった			あった	1回~2回	4月ごろ	見かけた		あった	週に1~2回程度	4月
7	あった	毎週	住んでから	あった	ほぼ毎日	住んでから	見かけた	道路清掃	あった	週に1~2回程度	住んでから
8	あった	月に1~2回程度	引越して(あいさつ)来た時期から	あった	ほぼ毎日	・引越して来た少しあとから。子供を朝送り出すときや旗ふりの時などよく見かけています	見かけた		あった	ほぼ毎日	あいさつに来ていただいた後くらい、家の前の道を歩いているのを良く見かけています
9	あった	毎週	昨年未頃	あった	ほぼ毎日	春頃から	見かけた	活動自体ない	なかった		
10	あった	毎週	昨年10月にあいさつに来て以降	わからない			見かけた	6月、7月頃の河川清掃	あった	ほぼ毎日	昨年10月に挨拶にきて以降
11	あった	毎週	昨年引越の挨拶にきてから	あった	月に1~2回程度	分からない	見かけた		あった	週に1~2回程度	10月くらい。引越しの挨拶に回ってきたから
12	あった	毎週	おぼえていない	あった	ほぼ毎日	おぼえていない	見かけた		なかった		
13	あった	毎週	R4 10月	あった	ほぼ毎日	R4 10月	見かけた	祖の人が亡くなってお見送り	あった	ほぼ毎日	R4 10月

No.	5 直近1年程度の間に、添付の地図上(A)の場所に自動車(白色のスズキ ジムニー)が駐車されているのを見かけることはありましたか?	(1) 見かけたことがあった場合、その頻度はどの程度でしたか。	(2) 見かけたことがあった場合、その時期はいつ頃からですか。	6 直近1年程度の間に、添付の地図上(B)の場所にバイク(原動機付き自転車)が駐車されているのを見かけることはありましたか。	(1) 見かけたことがあった場合、その頻度はどの程度でしたか。	(2) 見かけたことがあった場合、その時期はいつ頃からですか。	備考 質問以外の記述	調査日(到着日)	調査方法	県選管書記対応時の聞き取りメモ
1	わからない			わからない				8月30日	質問票 対面聞き取り	・今冬以降はいなかったと思う。
2	あった	意識していないのでわからない	未回答	わからない				8月30日	質問票 対面聞き取り	・車については意識して見ていないのでわからない。
3	あった	ほぼ毎日	越して来た前後～	わからない				8月30日	質問票 対面聞き取り	・年1回防災訓練(3月頃)で見かけた。 ・だいぶ前、挨拶後から駐車場に置いてある車を見かけるようになった。
4	わからない			なかった				8月30日	質問票 対面聞き取り	(話はできないまま調査票に記載のみしてもらった。)
5	あった	ほぼ毎日	あいさつに来てから	あった	ほぼ毎日	わからない		8月30日	質問票 対面聞き取り	
6	あった	ほぼ毎日	4月	あった	週に1～2回程度	4月		8月30日	質問票 対面聞き取り	・眠くなってきた頃からだから、4月頃からよく見かけるようになった。(と話しながら記載していた。)
7	あった	ほぼ毎日	住んでから	あった	ほぼ毎日	住んでから		8月30日	質問票 対面聞き取り	
8	あった	ほぼ毎日	あいさつに来てもらってから	あった	ほぼ毎日	冬くらい(今年)		8月30日	質問票 対面聞き取り	
9	あった	ほぼ毎日	昨年10月ごろからはとまっていた	わからない				9月1日	質問票 対面聞き取り	・バイクについて、昨年の1月頃からあったが、中村さんのものだと思ったのは今年に入ってから。
10	あった	ほぼ毎日	昨年10月に挨拶にきて以降	わからない				9月1日	質問票 対面聞き取り	・昨年の10月ごろ引越しの挨拶でタオルを持ってきた。
11	あった	週に1～2回程度	10月くらい、挨拶のあと	わからない				9月1日	質問票 対面聞き取り	・中村さんは休みの日は、2階にいるらしい。 ・何かあったら言ってねとよく顔を出してくれる。 ・いい人でよく話を聞いてくれる。
12	なかった			なかった				9月6日	ポスティング	
13	あった	ほぼ毎日	R4 10月	あった	ほぼ毎日	R4 10月		9月8日	ポスティング	

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111